

# 介護予防活動支援のご案内

地域において、創意工夫を凝らした介護予防の活動を行い、次の要件を満たす団体に対して、補助金3万円（1月1回以上の実施を基本とし、年度において10回以上実施）または9万円（1週1回以上の実施を基本とし、年度において42回以上実施）を交付します。

## ※要件

- ① 市内において実施されるものであること。
- ② 1月につき1回以上の実施を基本とし、年度において10回以上実施するもの、又は1週につき1回の実施を基本とし、年度において42回以上実施するもの。
- ③ 1回の実施につき平均10人以上の参加者（その半数以上の者が、満60歳以上の者であること）があること。
- ④ 活動場所等の安全性や緊急時の対応策が確保されていること。
- ⑤ 地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加希望者を受け入れること。
- ⑥ 当該介護予防活動について、大津市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

## ※補助金の対象者

対象となる者（団体）は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 市内で介護予防活動を実施する地域のグループや市民団体、特定非営利活動法人等で、営利、政治活動または宗教活動を目的としない市内の団体であること。
- ② 団体の名称及び活動内容が会則、規約等で定められていること。
- ③ 過去に団体が虚偽の報告等の不正な請求による本補助金の返還の措置をうけていないこと。

## ※募集団体数

- ・1月1回以上（年度において10回以上）活動する団体 …… 20団体程度
- ・1週1回以上（年度において42回以上）活動する団体 …… 40団体程度

※手続き方法 「介護予防活動支援補助金交付申請書」等、必要事項を記入した書類を大津市役所長寿政策課へ提出

※募集期間 令和6年4月1日（月）～令和6年4月26日（金）

※募集要領、申請書等  
配布場所 市長寿政策課、各あんしん長寿相談所、各市民センター  
大津市ホームページからもダウンロードできます

※活動実施期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

※問い合わせ先 大津市健康保険部長寿政策課 地域包括ケア推進室  
TEL : 077-528-2741 FAX : 077-526-8382  
メール : [otsu1498@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1498@city.otsu.lg.jp)

▶詳しくは、募集要領をご覧ください。